





令和3年度 高砂市特定調達物品等一覧



調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
紙類			
1	コピー用紙 A4 B4 A3 B5 その他の用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が80以上 ●パージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳の表示(コピー用紙) ●総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供(印刷用紙) 	
2	塗工されていない印刷用紙←色上質紙		
3	塗工されている印刷用紙		
4	フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率70%以上 ●白色度70%以下(フォーム用紙) ●パージンパルプの合法性の担保 	
5	インクジェットカラープリンター用塗工紙	<ul style="list-style-type: none"> ●塗工量が両面で12g/m²以下(フォーム用紙) ●塗工量が両面で20g/m²以下、片面12g/m²以下(IJ用塗工紙) 	
6	トイレトペーパー		
7	ティッシュペーパー	●古紙パルプ配合率100%	
文具類			
	特に記載がない文具類(共通基準)	<p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率40%以上又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。(ポストコンシューマ材料の場合は20%以上) <p>【主要材料が木の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率50%以上 ●パージンパルプの合法性の担保 	
	※のある文具類	<p>【主要材料の基準が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率70%以上(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上) ●古紙パルプ配合率70%以上 	
8	シャープペンシル		
9	シャープペンシル替芯		
10	ボールペン	●共通基準を満たし芯が交換できる	
11	マーキングペン		
12	鉛筆		
13	※スタンプ台		
14	※朱肉		
15	印章セット		
16	印箱		
17	公印		
18	ゴム印		
19	回転ゴム印		
20	定規		
21	トレー		
22	消しゴム		
23	※ステープラー(汎用型)		
24	※ステープラー(汎用型以外)		
25	ステープラー針リムーバー		
26	※連射式クリップ(本体)		
27	※事務用修正具(テープ)		
28	事務用修正具(液状)		
29	クラフトテープ	●古紙パルプ配合率40%以上	
30	粘着テープ(布粘着)	●再生プラスチック配合率40%以上	
31	両面粘着紙テープ	●古紙パルプ配合率40%以上	
32	製本テープ		
33	※ボックススタンド		
34	ペンスタンド		
35	クリップケース		
36	はさみ		
37	マグネット(玉)		
38	マグネット(バー)		
39	テープカッター		
40	パンチ(手動)		
41	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
42	紙めくりクリーム		
43	鉛筆削(手動)		
44	※OAクリーナー(ウェットタイプ)		
45	OAクリーナー(液タイプ)		
46	ダストブロワー	●噴射剤にフロン類が使用されていないこと	
47	レターケース		
48	※メディアケース(CD、DVD、BD用)		
49	マウスパッド		
50	OAフィルター(枠あり)	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準を満たすこと、または植物を原料とするプラスチックの使用 ●枠部の再生プラスチック配合率50%以上 	
51	丸刃式紙裁断機		
52	カッターナイフ		
53	カッティングマット		

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
54	デスクマット		
55	OHPフィルム	●再生プラスチック配合率30%以上又は植物を原料とするプラスチック	
56	※絵筆		
57	絵の具		
58	墨汁		
59	のり(液状)(補充用を含む。)		
60	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
61	のり(固形)(補充用を含む。)		
62	のり(テープ)		
63	※ファイル(紙製)		
64	※バインダー(紙製)		
65	ファイリング用品		
66	アルバム(台紙を含む。)		
67	つづりひも		
68	カードケース		
69	事務用封筒(紙製)	●古紙パルプ配合率40%以上	
70	窓付き封筒(紙製)	●古紙パルプ配合率40%以上 ●窓部分のフィルムは再生又は植物を原料とするプラスチックの使用	
71	※筆紙		
72	※起案用紙	●塗工量が両面で30g/m ² 以下又は塗工されている印刷用紙に係る判断基準を満たすこと	
73	※ノート		
74	パンチラベル		
75	※タックラベル		
76	※インデックス		
77	※付箋紙		
78	付箋フィルム		
79	黒板拭き		
80	ホワイトボード用イレーザ		
81	額縁		
82	※ごみ箱		
83	※リサイクルボックス		
84	缶・ボトルつぶし機(手動)		
85	名札(机上用)		
86	名札(衣服取付型・首下げ型)		
87	鍵掛け(フックを含む)		
88	チョーク	●再生材料10%以上	
89	※グラウンド用白線		
90	梱包用バンド	【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ配合率100% ●ポストコンシューマの再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上	

オフィス家具等




91	いす	■共通基準	
92	机	【全品目(材料にかかわらず)】 ●保守部分又は消耗品は製造終了後5年以上供給	
93	棚	【主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上、または植物を原料とするプラスチックが25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上	
94	収納用什器(棚以外)	【主要材料が木材の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材	
95	ローパーテーション	●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ h以下	
96	コートハンガー	【主要材料が紙の場合】 ●古紙パルプ配合率50%以上	
97	傘立て	●バージンパルプの合法性の担保	
98	掲示板	【大部分の材料が金属類(95%以上)の棚・収納用什器】 ●棚板の機能重量が0.1以下	
99	黒板	●単一素材分解可能率が90%以上	
100	ホワイトボード	●リデュース、リサイクルに配慮された設計 ※金属製品以外は、共通基準を満たすこと	

画像機器等



101	コピー機	■共通基準 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●製品の回収・リサイクルシステムの保有等	
102	複合機 ※コピー機をベースとし2つ以上の機能を持つもの	●少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること ●紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 【コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機】 ●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0)	
103	拡張性のあるデジタルコピー機 ※複合機として扱うことも可	【複合機】 ●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) ※リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0を適用	
104	プリンタ	●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能	
105	プリンタ複合機 ※プリンタをベースとし2つ以上の機能を持つもの	●少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
106	ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
107	スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
108	プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> ●製品本体の重量が基準値以下 ●消費電力が基準値以下 ●待機時消費電力が0.4W以下(ネットワーク待機時は適用外) ●光源ランプに水銀使用の場合、必要な要件を満たすこと ●保守部品又は消耗品の供給期間は当該製品の製造終了後5年以上 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
109	トナーカートリッジ	<p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと 1以下の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用済カートリッジの回収システム ●回収部品の再利用・マテリアルサイクル率 トナーカートリッジ:50%以上 インクカートリッジ:25%以上 ●回収部品の再資源化率が95%以上 ●回収部品のうち、再利用できない部分は減量化した上で適正処理、単純埋立を回避 	
110	インクカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ●トナー又はインクの化学安全性が確認されている ●特定調達物品の使用が可能 ●感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まない <p>2エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等以上であること</p>	


電子計算機等

111	電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が、下記を満たすこと * サーバー型電子計算機 省エネトップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) * クライアント型電子計算機は下記のいずれかを満たすこと ア 省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が85%以上 イ 国際エネルギースタープログラム:Ver.7.0基準適合 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●搭載機器・機能の簡素化(一般行政事務用ノートパソコンに適用) ●少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又は植物由来プラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用) 	  
112	磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
113	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.7.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●動作再開時、自動的に使用可能な状態に復帰 	
114	記録用メディア	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上(エコマーク認定品) ●スリムタイプ又はスピンドルタイプ ●植物由来のプラスチック 	


オフィス機器等

115	シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> ●待機時消費電力1.5W以下 ●低電力モード又はオフモードへの移動時間は10分以下 	
116	デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率の基準を満たす 	
117	掛時計	<p>【次のいずれかの基準を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) ●太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能 ●一次電池が5年以上使用可能 	
118	電子式卓上計算機(電卓)	<ul style="list-style-type: none"> ●使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの ●再生プラスチック配合率40%以上 ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 	
119	一次電池又は小型充電式電池(単1形～単4形)	<ul style="list-style-type: none"> ●一次電池はアルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) ●小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 	





移動電話等

120	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ●ア又はイのいずれかを満たしていること(携帯電話・PHSのみ) ア 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ アプリケーションのバージョンアップが可能 ●環境配慮設計の実施及び公表 ●回収及びマテリアルリサイクルのシステム ●再使用又は再生利用できない部分は適正処理 	
121	PHS	<ul style="list-style-type: none"> ●バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有※)の構築 ※スマートフォンは、当面の間消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする。 	
122	スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●再生プラスチックの配合率又は植物由来プラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) 	


調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
家電製品			
123	電気冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと (基準値1)統一省エネラベル「☆☆☆☆」 (基準値2)統一省エネラベル「☆☆☆☆」 ●ノンフロン ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
124	電気冷凍庫		
125	電気冷凍冷蔵庫		
126	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ●統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」 ●リモコン待機時の消費電力0.5W以下 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
127	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以下 (暖房便座: 141kWh/年、貯湯式温水洗浄便座: 175kWh/年、瞬間式温水洗浄便座: 97kWh/年) 	
128	電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上達成 ●待機時消費電力0.05W未満 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
エアコンディショナー等			
129	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと 【家庭用エアコンディショナー】 直吹形で壁掛け形のもの内、冷房能力が4.0kW以下で統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上 上記以外の家庭用エアコンの内冷房能力が4.0kW以上28kW以下で統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上 【業務用エアコンディショナー】 業務用エアコンの内冷房能力が50.4kW以下で以下の基準値を下回らないこと (基準値1)基準エネルギー消費効率の数値 (基準値2)基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値 ●冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
130	ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ●期間成績係数はJIS適合機種が対象1.07(APFs)以上 ●オゾン層破壊物質不使用 	
131	ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
温水器等			
132	ヒートポンプ式電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】(エコキュート) ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 ●ノンフロン 【業務用】 年間加熱効率が3.20以上 	
133	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
134	石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●潜熱回収型機器については、エネルギー消費効率90以上 	
135	ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
照明			
136	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 【投光器及び防犯灯以外のLED照明器具】 ●固有エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと (基準値1) 屋光色、屋白色、白色: 144lm/W (ただし、ダウンライトは114lm/W、高天井器具は156lm/W) 温白色、電球色: 102lm/W (ただし、ダウンライトは96lm/W、高天井器具は102lm/W) (基準値2) 屋光色、屋白色、白色: 120lm/W (ただし、ダウンライトは95lm/W、高天井器具は130lm/W) 温白色、電球色: 85lm/W (ただし、ダウンライトは80lm/W、高天井器具は85lm/W) ●平均演色評価数Ra80以上(ダウンライト及び高天井器具はRa70以上) 【投光器及び防犯灯】 ●固有エネルギー消費効率が基準値以上 屋光色、屋白色、白色:(投光器)105lm/W、(防犯灯)80lm/W 温白色、電球色:(投光器)90lm/W、(防犯灯)対象外 ●平均演色評価数Ra70以上 【共通】 ●LEDモジュール寿命が40,000時間以上 ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 	 
137	LEDを光源とした内照式表示灯(誘導灯を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●定格寿命が30,000時間以上 ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
138	蛍光ランプ(40形直管)	<p>【高周波点灯(Hf)専用】</p> <p>ア エネルギー消費効率は、100lm/w以上</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Ra80以上</p> <p>ウ 管径は25.5(±1.2)mm以下</p> <p>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下</p> <p>オ 定格寿命は10,000時間以上</p> <p>【ラピッドスタータ形又はスタータ形】</p> <p>ア エネルギー消費効率は、85lm/w以上</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Ra80以上</p> <p>ウ 管径は32.5(±1.5)mm以下</p> <p>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下</p> <p>オ 定格寿命は10,000時間以上</p>	
139	電球形ランプ	<p>【電球形LEDランプ】</p> <p>●ランプ効率が基準値以上</p> <p>・昼光色、昼白色、白色：110.0lm/W</p> <p>・温白色、電球色：98.6lm/W</p> <p>(ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、明るさ、光源色を問わず50lm/W以上とする)</p> <p>●平均演色評価数Ra70以上</p> <p>●定格寿命が40,000時間以上</p> <p>(ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、30,000時間)</p> <p>【電球形蛍光ランプ】</p> <p>●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上</p> <p>●定格寿命が6,000時間以上</p> <p>●水銀封入量は製品平均4mg以下</p>	






自動車等

140	自動車 乗用車	<p>●下記の区分ごとの基準をみたくこと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準値1</th> <th>基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車</td> <td>電動車等</td> <td>次世代自動車</td> </tr> <tr> <td>小型バス</td> <td>次世代自動車</td> <td>次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成></td> </tr> <tr> <td>小型貨物</td> <td>次世代自動車</td> <td>次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重 量 車</td> <td>バス等</td> <td>次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成></td> </tr> <tr> <td>トラック等</td> <td>次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成></td> </tr> <tr> <td>トラクタ</td> <td>次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成></td> </tr> <tr> <td>特種用途車</td> <td>次世代自動車</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動車等とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう ※次世代自動車とは、上記自動車等の該当車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう</p>	区分	基準値1	基準値2	乗用車	電動車等	次世代自動車	小型バス	次世代自動車	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>	小型貨物	次世代自動車	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>	重 量 車	バス等	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>	トラック等	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>	トラクタ	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>	特種用途車	次世代自動車	—	  
区分	基準値1	基準値2																							
乗用車	電動車等	次世代自動車																							
小型バス	次世代自動車	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>																							
小型貨物	次世代自動車	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>																							
重 量 車	バス等	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>																							
	トラック等	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>																							
	トラクタ	次世代自動車又は低排出ガス(ガソリンのみ)かつ低燃費<2015年度燃費基準達成>																							
特種用途車	次世代自動車	—																							
141	乗用車用タイヤ	<p>●転がり抵抗係数が9.0以下(低燃費タイヤ)であり、かつウェットグリップ性能が110以上であること</p> <p>●スパイクタイヤでないこと</p>																							
142	2サイクルエンジン油	<p>●生分解度が28日以内で60%以上</p> <p>●魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上</p>																							

消火器

143	消火器	<p>●消火薬剤の40%以上が再生薬剤</p> <p>●廃消火器の回収システム</p>	
-----	-----	---	---

制服・作業服

144	制服	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <p>●再生PET樹脂配合率が25%以上(裏生地を除く)</p> <p>※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上</p> <p>●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システム</p>	
145	作業服	<p>●再生PET樹脂の故繊維配合率が10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ回収システム</p>	 
146	帽子	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <p>●再生PET樹脂配合率が25%以上</p> <p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <p>●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システム</p> <p>●再生PET樹脂の故繊維配合率が10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システム</p>	 

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
147	靴	<p>【甲部に使用される繊維(ポリエステル繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が甲材の繊維部分重量比25%以上 ※甲材のポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、甲材のポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂の故繊維配合率が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が甲材の25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 	

インテリア・寝装寝具

148	カーテン	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システム ●再生PET樹脂の故繊維配合率が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、またバイオベース合成ポリマー10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、またバイオベース合成ポリマー4%以上、かつ回収システム 	   
149	布製ブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システム ●再生PET樹脂の故繊維配合率が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、またバイオベース合成ポリマー10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、またバイオベース合成ポリマー4%以上、かつ回収システム 	
150	金属製ブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ●明度L*値が70.0以下の場合、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合は50.0%以上、80.0を超える場合は60.0%以上であること 	
151	タフテッドカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 	
152	タイルカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、またバイオベース合成ポリマー10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、またバイオベース合成ポリマー4%以上、かつ回収システム 	
153	織じゅうたん	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、またバイオベース合成ポリマー10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、またバイオベース合成ポリマー4%以上、かつ回収システム 	
154	ニードルパンチカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、またバイオベース合成ポリマー10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、またバイオベース合成ポリマー4%以上、かつ回収システム 	
155	毛布	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再使用した詰物が80%以上 ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システム ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10% 	
156	ふとん	<ul style="list-style-type: none"> ●再使用した詰物が80%以上 【ポリエステルを使用した製品については、次のいずれかを満たすこと】 ●再生PET樹脂配合率が50%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システム ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10% 	
157	ベッドフレーム	<p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上 <p>【主要材料が木材の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保 	
158	マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ●フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維 ●ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下 ●フロン類が使用されていないこと 【詰物の使用繊維(ポリエステル繊維)が次のいずれかを満たすこと】 ●詰物の再生PET樹脂配合率が25%以上 ●再生PET樹脂の故繊維配合率が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維配合率が25%以上、かつバイオベース合成ポリマーが10%以上 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル																										
作業手袋																													
159	作業手袋	<p>【主要材料が繊維(天然及び化学)の場合、次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が50%以上 ●ポストコンシューマ繊維が50%以上 ●未利用繊維が50%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 																											
その他繊維製品																													
160	集会用テント	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システム ●故繊維配合率が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システム 	 																										
161	ブルーシート	●再生ポリエチレンが50%以上																											
162	防球ネット	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維(防球ネットのみ)、植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システム ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマーが10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマーが4%以上、かつ回収システム(防球ネット除く) ●再生ポリエチレン繊維が50%以上(防球ネットのみ) 																											
163	旗	●再生PET樹脂配合率が25%以上																											
164	のぼり	●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システム																											
165	幕(横断幕、懸垂幕)	●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマーが10%以上																											
166	モップ	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計が25%以上 ●製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること 																											
設備																													
167	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールのセル実効変化効率が次の区分ごとの基準値以上 シリコン単結晶系太陽電池 16.0% シリコン多結晶系太陽電池 15.0% シリコン薄膜系太陽電池 8.5% 化合物系太陽電池 12.0% ●太陽電池モジュールの付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示 ●発電電力量等の確認 ●太陽電池モジュールは公称最大出力80%以上を最低10年間維持するよう設計・製造 ●パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するよう設計・製造 ●太陽電池モジュールに係るエネルギー・ペイバックタイムが3年以内 ●太陽電池モジュールは、環境配慮設計の評価項目について事前評価が行われ、内容が確認できること 																											
168	太陽熱利用システム	<p>●日集熱効率が次の該当する要件を満たすこと。(基準値2以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">集熱器の区分</th> <th colspan="2">日集熱効率</th> </tr> <tr> <th>集熱媒体・機能</th> <th>集熱器の形状・透過体</th> <th>基準値1</th> <th>基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体</td> <td>平板形透過体付き</td> <td>60%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気</td> <td>平板形 透過体</td> <td>40%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>平板形 透過体なし</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太陽光発電機能付き</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>●集熱器及び周辺機器について使用熱エネルギー量を考慮した設備設計が可能になるよう必要な情報の開示</p>	集熱器の区分		日集熱効率		集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2	液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上	真空ガラス管形	50%以上	40%以上	空気	平板形 透過体	40%以上	30%以上	平板形 透過体なし	—	10%以上	太陽光発電機能付き		—	10%以上	 
集熱器の区分		日集熱効率																											
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2																										
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上																										
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上																										
空気	平板形 透過体	40%以上	30%以上																										
	平板形 透過体なし	—	10%以上																										
太陽光発電機能付き		—	10%以上																										
169	燃料電池	●商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの																											
170	エネルギー管理システム	●建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステム																											
171	生ゴミ処理機	●バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器																											

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
172	節水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●電気を使用しないこと ●吐水口装着型は単一個装置で多様な吐水口に対応可能であること ●節水コマ、定流量弁、泡沫キャップは、それぞれの吐水流量等の基準を満たすこと。 (エコマーク認定品は判断の基準をみます)	
173	日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽係数0.7未満かつ可視光線透過率10%以上 ※可視光線透過率70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満で可 ●熱貫流率5.9W/m²・K未満 ●日射調整性能について、適切な耐候性が確認 ●貼付前後の、年間を通じた環境負荷低減が確認 ●各項目の情報の公表又は第三者の審査 ●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼り付け品)	
174	テレワーク用ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウント 	
175	WEB会議システム	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること ●ほかの機関と相互に利用可能な会議システムであること 	


調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
災害備蓄用品			
176	災害備蓄用飲用水	●賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	 
177	アルファ化米	●賞味期限が5年以上	
178	保存パン	●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
179	乾パン	●賞味期限が5年以上	
180	レトルト食品等	●賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
181	栄養調整食品	●賞味期限が3年以上	
182	フリーズドライ食品	●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
183	毛布	※インテリア寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品を項を参照	
184	作業手袋		
185	テント		
186	ブルーシート		
187	一次電池(単1形～単4形)	●アルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) (JISマーク製品) ●使用推奨期限が5年以上	
188	非常用携帯燃料	●品質保証期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
189	携帯発電機	●排出ガスが基準値以下 ●騒音レベルが98デシベル以下 ●連続運転可能時間が3時間以上 (カセットボンベ型は1時間以上)	
190	非常用携帯電源	●電気容量が100Wh以上 ●保証期間又は使用推奨期限が5年以上	

公共工事			
191	資材	盛土材料	建設汚泥から再生した処理土
192			土工用水砕スラグ
193			鋼スラグを用いたケーソン中詰め材
194			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
195		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
196		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
197			フェロニッケルスラグ骨材
198			鋼スラグ骨材
199			電気炉酸化スラグ骨材
200		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
201			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
202			中温化アスファルト混合物
203		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
204			再生骨材等
205		小径丸太材	間伐材
206		混合セメント	高炉セメント
207			フライアッシュセメント
208		セメント	エコセメント
209		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
210		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
211		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
212		塗料	下塗用塗料(重防食)
213			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
214			高日射反射率塗料
215		防水	高日射反射率防水
216		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
217			再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
218		園芸資材	バークたい肥
219			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
220		道路照明	LED道路照明
221		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
222		タイル	セラミックタイル
223		建具	断熱サッシ・ドア
224		製材等	製材
225			集成材
226			合板
227			単板積層材
228			直交集成板
229		フローリング	フローリング

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
230	再生木質ボード	パーティクルボード	
231		繊維板	
232		木質系セメント板	
233	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
234	ビニル系床材	ビニル系床材	
235	断熱材	断熱材	
236	照明機器	照明制御システム	
237	変圧器	変圧器	
238	空調用機器	吸収冷温水器	
239		水蓄熱式空調機器	
240		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
241		送風機	
242		ポンプ	
243	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
244	衛生器具	自動水栓	
245		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
246		大便器	
247	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
248		合板型枠	
249	建設機械	排出ガス対策型建設機械	
250		低騒音型建設機械	
251	工法	建設発生土有効利用工法	
252		建設汚泥再生処理工法	
253		コンクリート塊再生処理工法	
254		舗装(表層)	路上表層再生工法
255		舗装(路盤)	路上再生路盤工法
256		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
257		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
258	目的物	舗装	排水性舗装
259			透水性舗装
260		屋上緑化	屋上緑化

役務

261	省エネルギー診断	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること 	
262	印刷	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用(総合評価80以上) ●リサイクル適正Aランクの用紙、インキ等の資材を使用 <ul style="list-style-type: none"> ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 ●印刷物へのリサイクル適正の表示 <ul style="list-style-type: none"> ※納入事業者に資材確認票の提出を求めること等により確認 ●印刷工程における環境配慮の実施 <p>【個別事項】</p> <p><オフセット印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス含有インキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ) ●NL規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用 <p><デジタル印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用(印刷に係る他の環境ラベル等との関連は品目別の解説を参照) 	   
263	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ●生ゴミ処理機等による適正処理 ●リユース食器の使用 ●ワンウェイのプラスチック製容器等の不使用 ●食品廃棄物の発生量把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画策定、目標設定 ●食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下 ●食品循環資源の再生利用等の実施率が判断基準省令で定める基準実施率を達成又は、目標年に目標値を達成する計画を策定 ●食品ロスの削減 ●食堂利用者へ食べ残し削減の啓発 ●運用に伴うエネルギー使用量の把握、省エネ・節水措置 	
264	自動車専用タイヤ更生	<ul style="list-style-type: none"> ●リトレッド又はリグループの実施(JISマーク製品はリトレッドタイヤの判断基準をみたしている) 	
265	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル部品による修理 ●エンジン洗浄を実施する場合、CO及びHCが洗浄前後で20%以上削減されること 	
266	庁舎管理	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●照明、空調設備、受変電設備、給排水衛生設備等の適切な維持管理 ●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と対策の提案 ●空調設備、熱源設備の維持管理におけるフロン類の漏洩防止のための措置 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
267	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品の使用 ●総合的害虫防除 ●農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用 	
268	加煙試験	<ul style="list-style-type: none"> ●加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと 	
269	清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●洗面所の手洗い洗剤は廃油又は動植物性油を使用し、植物油脂を使用する場合は持続可能な原料を使用 ●ごみの適切な分別回収 ●古紙の適切な分別、改善案の提示 ●床維持材、洗浄剤のVOC低減 ●環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案 	
270	タイルカーペット清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下 ●使用する水量が40L/m²以下 ●清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 ●洗浄完了後の回収水の透視度が5ポイント以上 	
271	機密文書管理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の状態に応じた分別・回収・処理方法の提案 ●製紙原料として利用可能な処理の実施 ●機密処理・リサイクル管理票の提示 	
272	害虫防除	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●総合的害虫防除 ●害虫等の発生、侵入防止措置 ●事前計画、目標の設定 ●殺虫剤の適正かつ効果的な使用 	
273	輸配送	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ●環境保全のための仕組み・体制の整備 ●エコドライブ推進の措置 ●車両の点検・整備の実施 ●モーダルシフトの実施(輸配送に適用) ●輸配送効率の向上のための措置 ●判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 	
274	旅客輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 <p>※(グリーン経営認証取得事業者は、判断の基準を満たしている)</p>	
275	蛍光灯機能提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準を満たすランプの使用 ●再資源化率が95%以上 ●適正処理完了証明書の提示 	
276	庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装の過剰な使用抑制のための取組 ●消費者の容器包装廃棄物の排出抑制のための取組 ●食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 食品廃棄物の発生量把握並びに発生抑制及び再生利用等の計画策定、目標設定 イ 食品廃棄物の発生抑制のための呼びかけ及び啓発 ウ 持続可能性に関する食品原材料の調達方針等の公表 エ 食品廃棄物の単位当たり発生量が目標値以下 オ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ●容器包装のうち、再使用を前提とするものは、当該店舗において返却・回収 ●ワンウェイのプラスチック製の買い物袋を提供する場合、植物を原料とするプラスチックで環境負荷低減効果が25%以上使用であり、呼び厚さが0.02mm以下、素材が単一であることなど、再生利用のための工夫がなされている 	
277	クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ●ドレンの回収及び再利用による省エネルギー等 ●エコドライブの実施 ●ハンガーの回収及び再使用の仕組み ●袋・包装材の削減のための独自の取組の実施 	
278	飲料自動販売機設置	<ul style="list-style-type: none"> ●缶・ボトル式にあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率が1000kWh以下であり、エネルギー消費効率基準達成率120%以上 ●紙容器・カップ式にあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 ●ノンフロン機 ●環境配慮設計及びその実施状況の公表 ●本体機器の照明はLED ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 ●照明が常時消灯されていること(屋内設置の場合) ●飲料容器の回収箱設置、容器の分別回収及びリサイクル実施 ●使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
279	引越輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品の使用(梱包及び養生) ●反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 ●引越終了後の梱包用資材の回収の実施 ●自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・環境保全のための仕組み・体制の整備 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施 <p>※グリーン経営認証取得事業者は自動車による輸送に係る判断の基準を満たしている</p>	
280	会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 ●ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物にあたっては、「印刷」の基準の適用 ●印刷物等の残部のうち、不要な資料、印刷物はリサイクルを行う ●会議の参加者に次の取組の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ア 公共交通機関の利用 イ クールビズ及びウォームビズ ウ 筆記用具持参 ●飲料等を提供する場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 イ 繰り返し利用可能な容器の使用又は容器包装の返却・回収 	
281	印刷機能等提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ●印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 各機器は、基本方針の判断基準を満たすこと イ 契約終了後は機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等を行い適正処理され、単純埋立されないこと ●カートリッジ等を供給する場合は、判断基準を満たすこと ●特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、判断の基準を満たすこと ●機器の使用実績等を把握し、以下の提案を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 イ 環境負荷の低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数 	
ごみ袋等			
282	プラスチック製ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・植物を原料とするプラスチック25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率25%) ・再生プラスチック40%以上使用 ●上記に関する情報が開示されていること ●プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 	

※判断の基準はグリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
基準値1・・・より高い環境性能を示すもの
基準値2・・・最低限満たすべきもの